

一宮市立地適正化計画【都市機能誘導区域編】 - 概要版 -

■立地適正化計画制度と策定の背景・目的

【立地適正化計画制度とは…】

- 人口の急激な減少と高齢化が進展する中では、医療・福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設などにアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、【コンパクト・プラス・ネットワーク】の考えで進めていくことが重要です。
- 2014年(H26)に都市再生特別措置法が改正され、市町村は、居住や医療・福祉・商業、公共交通などのさまざまな都市機能を考慮し、都市全域を見渡したマスタープランとなる【立地適正化計画】を策定できるようになりました。

【改定の背景・目的】

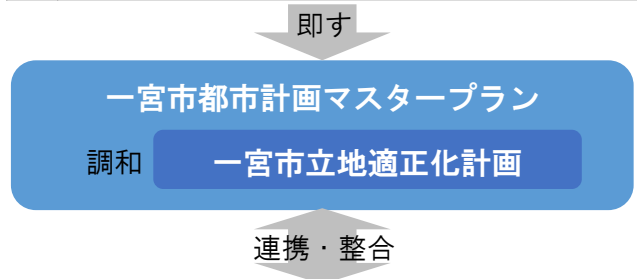
- 本市においても将来的な人口減少による人口密度の低下や、少子高齢化の進展が予測されます。
- このため、本市においても立地適正化計画を策定することとし、市街地の人口密度の維持や拠点への都市機能の集積を図るとともに、公共交通ネットワークを活かした利便性を確保していくことで、暮らしやすい持続可能なまちづくりを目的とします。

立地適正化計画の記載内容と考え方

対象区域	都市計画区域内
基本的な方針	まちづくりの理念や目標、目指すべき都市像を設定
都市機能誘導区域	都市機能を誘導・集約し、各種サービスの効率的な提供を図る区域
居住誘導区域	生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域

【計画の位置付け】

市	● 第7次一宮市総合計画 ● 一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略
県	● 尾張都市計画区域マスタープラン

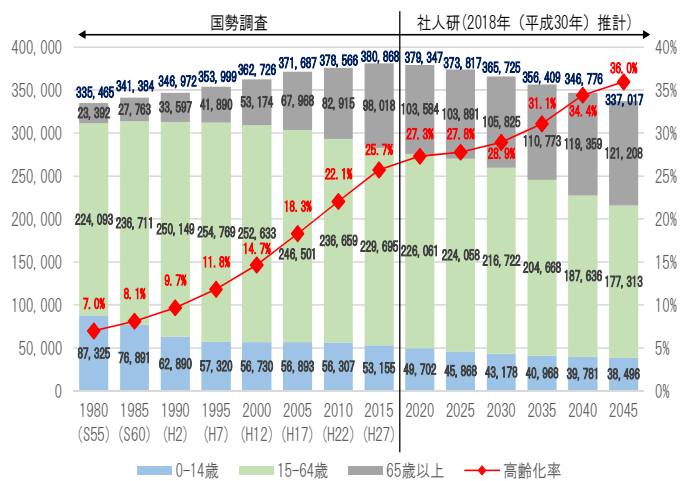


主な関連計画

- 一宮市公共施設等総合管理計画
- 第2次一宮市公共交通計画
- 第2次一宮市環境基本計画
- 一宮市総合治水計画
- 一宮市地域防災計画

…など

人口推移と将来人口推計



資料：国勢調査、「日本の地域別将来推計人口(2018年(平成30年)推計)」国立社会保障・人口問題研究所

■都市構造上の課題に対する分析・整理

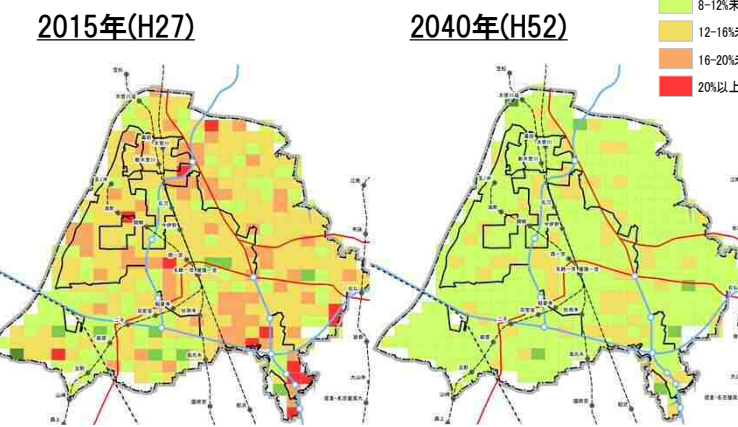
【人口】

現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後総人口は減少傾向に転じる見込み ● 年少人口は市内全域で低下 ● 高齢化率は大きく上昇 ● 近年子育て世代の転入超過の傾向
課題	<p>子育て世代・高齢者のニーズに合った環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 転入及び定住の促進に向けた子育て世代のニーズに合った生活環境づくり ● 高齢者が暮らしやすい環境づくり

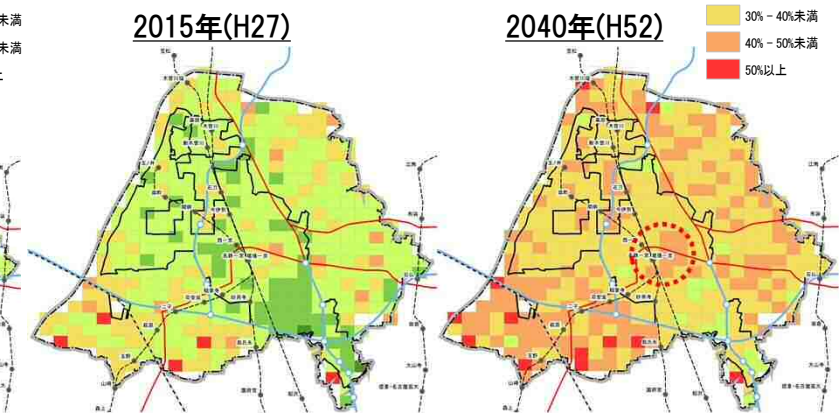
【公共交通】

現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民は将来的な公共交通サービスの低下を不安視 ● 人口密度の低下により将来的に基幹的公共交通の存続が困難になる恐れ
課題	<p>公共交通ネットワークの維持・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通沿線での人口密度の維持に向けた居住誘導 ● 将来的な人口動向に伴う需要の変化も見込んだ公共交通の維持・充実

年少人口率



高齢化率



資料：国勢調査、「日本の地域別将来推計人口(2018年(平成30年)推計)」国立社会保障・人口問題研究所

【土地利用】

課題	<p>人口の集約による地域コミュニティの維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利便性の高い土地に居住を誘導し、空き家等の活用により都市のスポンジ化を抑制
----	---

【都市機能】

課題	<p>都市機能の維持・誘導による利便性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人口密度の維持とともに都市機能の集積により、日常生活サービスを維持
----	---

【災害】

課題	<p>災害などに対する安全・安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害実績や今後想定される災害を考慮した都市機能や居住の誘導
----	--

【財政】

課題	<p>効率的な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 限られた財源の中で、計画的なインフラ整備や公共施設の統廃合による効率的な都市運営
----	---

■立地適正化計画に関する基本的な方針

【まちづくりの方針(ターゲット)】

人口と公共交通を注力すべき課題としてまちづくりの方針を設定

子育て世代や高齢者が安心・快適に暮らせるまちづくり

【課題解決のための施策・誘導方針(ストーリー)】

都市機能誘導区域の施策・誘導方針	<ul style="list-style-type: none"> ● まちづくりの方針を具体化するために、本市の歴史的背景から生活の中心となっている拠点に都市機能の誘導を図り、その中でも、市域の中で核となる拠点については、その地域にふさわしい高次の都市機能の誘導を図ります。 ● 誘導する都市機能は、介護福祉機能や子育て機能、商業機能、医療機能について機能強化を図り、子育て世代や高齢者ニーズに合った利便性の維持・向上を目指します。
居住誘導区域の施策・誘導方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少下においても一定の人口密度を維持し、生活サービスや地域コミュニティの持続性を確保していくために、中心市街地の利便性の高い住宅地から郊外部のゆとりある住宅地まで、子育て世代や高齢者の多様なニーズに対応できる居住環境の形成を図ります。 ● 生活サービス機能が集積する都市機能誘導区域及びその周辺、公共交通沿線などの利便性の高い地域に居住を誘導し、子育て世代や高齢者の暮らしやすさに配慮した、徒歩または公共交通で移動が可能な、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。

一宮市立地適正化計画【都市機能誘導区域編】 - 概要版 -

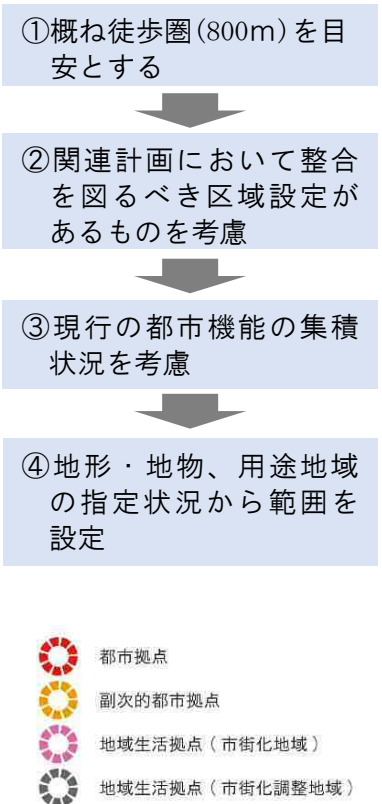
■都市機能誘導区域について

【都市機能誘導区域とは…】

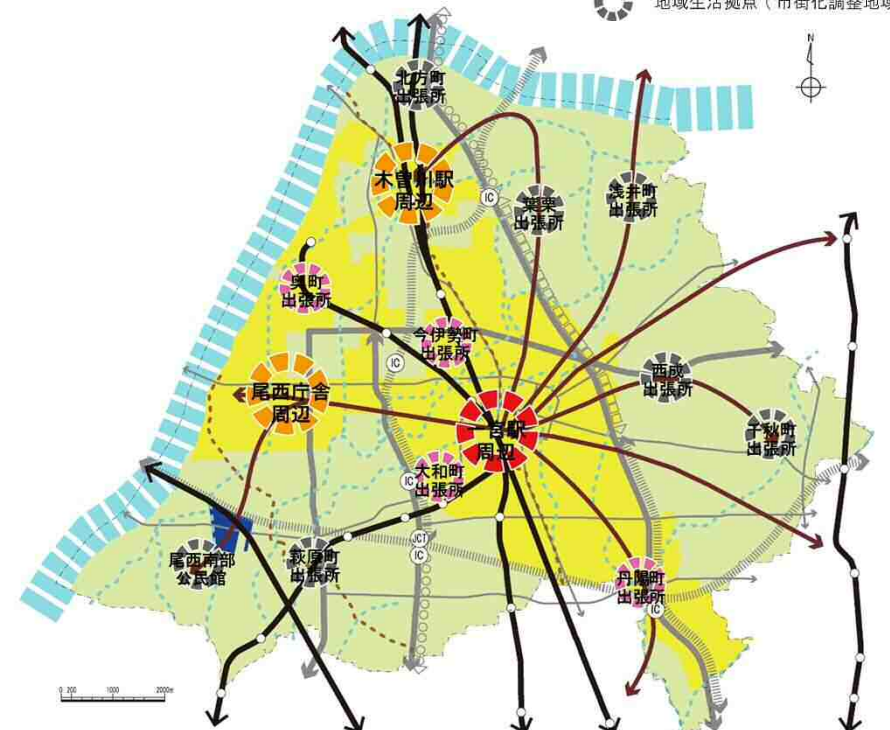
- 医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域のことです。
- 【都市機能誘導を行う具体的な区域】の設定においては、市街化区域の中でさらに居住を誘導する区域の中に定める必要があり、あわせて、【各区域で誘導する施設(機能)】【誘導施設の立地を誘導するための施策】を定める必要があります。

【都市機能誘導区域の設定の考え方】

- 誘導方針に基づき、【都市拠点】【副次的都市拠点】及び【地域生活拠点(市街化区域内)】に都市機能誘導区域を設定します。



《拠点》	
都市拠点	一宮駅周辺
副次的都市拠点	尾西庁舎周辺 木曾川駅周辺
地域生活拠点	市街化区域
	市街化調整区域



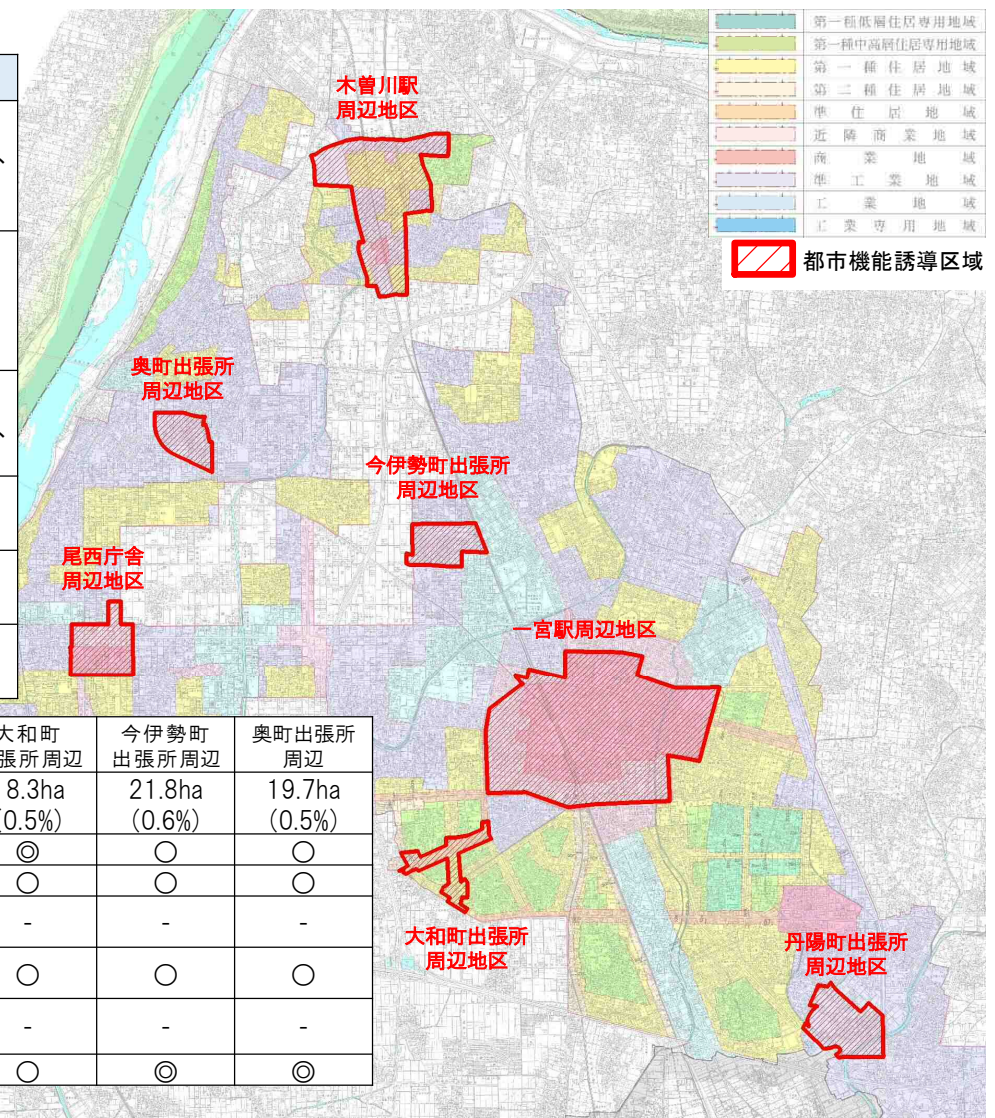
【誘導施設の設定方針】

- 誘導方針を踏まえ、子育て世代や高齢者の利便性向上を図るため、【介護福祉機能】【子育て機能】【商業機能】【医療機能】を誘導する機能とします。各拠点の性質及び拠点周辺に現在立地する施設の状態を勘案し、誘導区域毎に誘導・維持する施設を設定します。

機能	誘導施設の設定の考え方
介護福祉機能	・地域包括支援センターについては、市域全体をカバーするよう設置済みであり、在宅系・通所系介護施設については、市域全体にバランスよく立地することが望ましいため、誘導施設の対象としません。 ・高齢者が自立し生活できるよう【健康増進施設】を誘導施設として設定します。
子育て機能	・施設の子育て支援センターや保育所・放課後児童クラブについては、市域全体にバランスよく立地することが望ましいため、誘導施設の対象としません。 ・子育て世代への支援として【認定こども園(公立を除く)】を誘導施設として設定します。
商業機能	・日々の生活に必要な【商業施設(生鮮食料品を取り扱うもの)】を誘導施設として設定します。 ・相当規模の商業施設は、現在の施設立地状況を勘案し、その区域を設定します。
医療機能	・一般診療所(病床20床未満)については、市内全域にバランス良く立地することが望ましいため、誘導施設の対象としません。 ・現在の施設立地状況や愛知県地域保健医療計画における医療圏(1次医療(通院医療)から2次医療(入院医療)までを包括的、継続的に提供し、一般及び療養の病床の整備を図るための地域単位)を踏まえ、既存施設の維持や充実が必要な施設のある地域に【地域医療支援病院】【病院】を誘導施設として設定します。

【誘導区域及び誘導施設】

誘導区域	まちづくりの方針	
一宮駅周辺地区	尾張地域の中核都市にふさわしい都市機能の集積および維持向上	広域的な都市機能の集積を図る都市機能を中心とした土地の高度利用や、商業と居住の複合化などによるにぎわいの創出、まちなか居住を促進
尾西庁舎周辺地区	公共交通の利便性を活かしたコンパクトなまちづくり	市西部および北部の副次的都市拠点として、既存の商業機能や医療機能の向上に加え、子育てや介護福祉機能の誘導を促進
木曾川駅周辺地区	にぎわいの核となる拠点形成を目指したまちづくり	市南部における副次的都市拠点に並ぶ新たな拠点の形成のため、公共交通の充実、生活に必要な都市機能の誘導を促進
丹陽町出張所周辺地区	にぎわいの核となる拠点形成を目指したまちづくり	子育てや介護福祉、商業、医療機能の誘導を促進
大和町出張所周辺地区	日常的な生活サービスの利便性向上に向けた都市機能の維持・拡充	医療機能の向上に加え、子育てや介護福祉、商業機能の誘導を促進
今伊勢町出張所周辺地区		医療機能の向上に加え、子育てや介護福祉、商業機能の誘導を促進
奥町出張所周辺地区		医療機能の向上に加え、子育てや介護福祉、商業機能の誘導を促進



機能	都市機能誘導施設	一宮駅周辺	尾西庁舎周辺	木曾川駅周辺	丹陽町出張所周辺	大和町出張所周辺	今伊勢町出張所周辺	奥町出張所周辺
		223.4ha (5.9%)	28.9ha (0.8%)	93.4ha (2.5%)	33.0ha (0.9%)	18.3ha (0.5%)	21.8ha (0.6%)	19.7ha (0.5%)
介護福祉	健康増進施設	◎	○	◎	○	◎	○	○
子育て	認定こども園(公立を除く)	○	○	○	○	○	○	○
商業	商業施設(生鮮食料品を取り扱うもの)	◎	-	◎	-	-	-	-
	10,000㎡以上	◎	-	◎	-	-	-	-
医療	地域医療支援病院(病床200床以上)	◎	-	-	-	-	-	-
	病院(病床20床以上)	○	◎	◎	○	○	◎	◎

(◎: 既存施設の維持を含む)

【誘導施策】

★国等が直接行う施策

- 税制上の特例: 誘導施設に対する税制上の特例措置
- 金融上の特例: 民間都市開発推進機構による支援措置

★国の支援を受けて行う施策

- 社会資本整備総合交付金の活用
- 都市機能立地支援事業の活用

★本市が独自に行う施策

- 市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業(一宮駅周辺地区地区計画の区域)
- 土地区画整理事業(丹陽町外崎地区)
- 共同化に対する優良建築物等整備事業補助の検討
- 特定用途における容積率・用途制限の緩和の検討
- 都市機能誘導区域内の空き家空き店舗を、都市機能誘導施設に利活用した場合におけるインセンティブの付与の検討